

# 秋田県公報

目次

細則様式(1)

## 監査委員会公告

### 監査委員会公告第1号

平成11年秋田県告示第234号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成12年2月18日

秋田県監査委員	加藤 義康
秋田県監査委員	山田 靖男
秋田県監査委員	工藤 昇
秋田県監査委員	宮澤 宣夫

平成11年度

#### 包括外部監査の結果報告書

秋田県港湾整備事業特別会計の経理状況について

秋田県公営企業における土地造成・資金運用事業の運営状況について

秋田県健康増進交流センターの運営状況について

秋田県包括外部監査人 高井 宏司

秋田県港湾整備事業特別会計の経理状況について

#### 包括外部監査の結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項にもとづく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

##### (1) 外部監査対象

秋田県港湾整備事業特別会計(以下特別会計という)の経理状況について

##### (2) 外部監査対象期間

平成8年度から平成10年度まで

#### 3. 事件を選定した背景

秋田港をはじめとする県の港湾は、環日本海時代を支える日本海北部の物流拠点港として重要な役割を果たし、また、フリーナを中心とした海洋性レクリエーション基地の整備も進められ、生産、物流およびレクリエーション機能を備えた総合的な港湾として今後飛躍的な発展が期待されている。しかし、港湾施設の整備事業の進展に伴い、港湾施設の使用料および事業費等を経理する特別会計では、県債残高が増加し、一般会計からの補填額である一般会計繰入金が年々増加し、県財政を圧迫していると考えられるので、特別会計の実態を検討することとした。また、フリーナ整備事業については、事業開始以来赤字が継続しており、その事業内容を検討する必要があると考えた。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

港湾整備事業について、事業運営が適切に行われているか

特別会計の財源および使途の資金の流れはどのようなになっているか

特別会計の資産および負債の状況はどうか

特別会計の費用総額は収入との対比ではどのような状況であるか

港湾整備事業の事務処理は適切に行われているか

フリーナ整備事業について、事業運営が適切に行われているか

フリーナ施設利用料の設定は適当であるか

フリーナ委託料は適正か

##### (2) 監査の手続

概況を把握するために、フリーナ施設を含む一部の港湾施設について現地視察を実施し、港湾整備事業全般について関係者から説明を受けた。さらに「秋田県港湾整備事業特別会計決算書」にもとづき、平成8年度から平成10年度までの歳入・歳出項目について推移を分析した。

特別会計の平成8年度から平成10年度までの3年間に企業会計的手法にもとづき検討を試みた。すなわちキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、損益計算書を作成し、特別会計全般について検討した。これらの諸表は、

土木部港湾課より提出された資料にもとづき、また関係者の協力を得て作成した。  
秋田港湾事務所において、港湾整備事業の事務処理に関する合规性についての監査を実施した。

マリーナ整備事業に関して、管理委託の状況および株式会社マリーナ秋田（以下第3セクターという）の財政状態および経営成績を把握するため、貸借対照表および損益計算書を検討し関係者から説明を受けた。

#### 5. 外部監査の実施期間

平成11年7月21日から平成12年2月3日まで

#### 第2 外部監査の結果

##### 1. 港湾整備事業全般の監査結果

##### (1) 特別会計の決算の概要

特別会計は、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置されている。使用料、他会計からの繰入金、県債、財産収入その他の諸収入を歳入とし、港湾整備事業費、県債の償還金および利子、他会計への繰出金その他の諸支出を歳出としている。

県が管理する港湾は、秋田港、船川港、能代港、本荘港及び戸賀港である。また、県が管理する港湾施設には、マリーナ施設以外の港湾施設として、係留施設、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、移動式施設等があり、マリーナ施設として係留施設、船舶役務用施設、その他の施設がある。港湾施設の使用料および港湾整備事業費等は、一般会計と特別会計に別れて経理されている。特別会計で経理する内容は、マリーナ施設以外の港湾施設のうち荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、移動式施設等ならびにマリーナ施設に係る使用料および港湾整備事業費等である。

平成8年度から平成10年度までの特別会計歳入歳出決算書の状況は【表1】のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

【表1】秋田県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：千円)

科 目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
野 積 場 使 用 料	126 392	119 668	117 284
港 湾 荷 役 機 械 使 用 料	84 387	84 516	92 544
船 舶 給 水 施 設 使 用 料	22 167	21 763	18 737
港 湾 施 設 用 地 使 用 料	69 769	71 756	83 186

貯 水 場 使 用 料	2 597	2 659	2 667
入 港 料	16 478	16 036	15 159
マリーナ施設使用料	27 353	38 096	47 145
使用料及び手数料	349 143	354 494	376 722
一 般 会 計 繰 入 金	641 476	791 784	859 576
繰 入 金	641 476	791 784	859 576
労 働 保 険 料 納 付 金	38	49	40
雑 収 入	71 730	43 119	16 813
雑 収 入	71 768	43 168	16 853
秋田マリーナ施設整備事業費	168 000	228 000	292 000
男鹿マリーナ施設整備事業費	138 000	44 000	46 000
本荘マリーナ施設整備事業費			
秋田港ふ頭用地造成事業費	571 000	247 000	173 000
船川港ふ頭用地造成事業費	40 000		
能代港ふ頭用地造成事業費	185 000	30 000	
戸賀港ふ頭用地造成事業費			
秋田港ひき船建造事業費			
秋田港荷役機械整備事業費	543 000	115 000	848 000
秋田港上屋整備事業費	150 000		
県 債 償 還	1 795 000	664 000	1 359 000
財 産 売 払 収 入			
財 産 収 入			
歳 入 合 計	2 857 387	1 853 446	2 612 151
報 酬	3 936	6 742	6 019



事業活動では、使用料により県債利子の支出までは賄えない状況が続いているため、県債利子の一部および財務活動によるキャッシュ・フローの県債償還金については、財務活動によるキャッシュ・フローの一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況であることがうかがえる。

【表2】秋田県港湾整備事業特別会計 キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度
事業活動によるキャッシュ・フロー			
使用料	349,143	354,494	376,723
諸収入	71,768	43,168	16,852
収入合計	(420,911)	(397,662)	(393,575)
人件費支出	113,758	89,019	73,421
需要費	69,942	74,967	70,495
委託料	92,849	86,895	96,631
工事請負費	17,641	60,366	85,370
その他	21,434	12,322	12,194
小計	315,624	323,569	338,111
県債利子	421,547	445,831	432,318
支出合計	(737,171)	(769,400)	(770,429)
事業活動によるキャッシュ・フロー	316,260	371,738	376,854

投資活動によるキャッシュ・フロー			
委託費	20,699	15,070	12,739
工事請負費	1,705,252	603,941	1,275,419
備品購入費		3,990	37,252
補償補填及び賠償金	494		
支出合計	(1,726,445)	(623,001)	(1,325,410)
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,726,445	623,001	1,325,410
財務活動によるキャッシュ・フロー			
県債発行額	1,795,000	664,000	1,359,000
一般会計繰入金	641,476	791,784	859,576
収入合計	(2,436,476)	(1,455,784)	(2,218,576)
県債償還金	393,771	461,045	516,312
支出合計	(393,771)	(461,045)	(516,312)
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,042,705	994,739	1,702,264
(合計)			
収入合計	2,857,387	1,853,446	2,612,151

支 出 計	2 857 387	1 853 446	2 612 151
収 支 差 額			
前年度資金残高			
当年度資金残高			

(3) 貸借対照表

貸借対照表は、資産・負債の状況および将来の負担の状況を明らかにすることができ、貸借対照表の作成方法は以下のとおりである。

固定資産の減価償却計算

減価償却資産の取得年月、取得価額および耐用年数等の情報は、各年度末に現存する固定資産について、港湾課作成の港湾管理者財政収支状況報告書および港湾台帳から入手した。これらの情報にもとづき、下記の「減価償却の計算方法」により、各港別に資産の種類毎に取得価額、減価償却費、減価償却累計額および期末帳簿価額を算定した。

減価償却の計算方法

減価償却方法...定額法

取得年月...全て事業年度末に取得したものとみなしている

【表3】 港湾整備事業特別会計 貸借対照表

科 目	平成8年度	平成9年度	平成10年度	科 目	平成8年度	平成9年度	平成10年度
(資産の部)	7 582 947	7 525 472	9 067 806	(負債の部)	10 807 670	11 194 643	12 082 687
固定資産	7 582 947	7 525 472	9 067 806	固定負債	10 780 670	10 989 643	11 836 687
有形固定資産	7 582 947	7 525 472	9 067 806	債 債	10 726 247	10 929 202	11 771 890
建 物	999 141	959 808	920 640	退職給与引当金	54 423	60 441	64 797

(単位：千円)

取得価額...原則的に、「港湾管理者財政収支状況報告書」の「事業費総額」の金額

耐用年数...港湾課が法定耐用年数にもとづいて設定した耐用年数

償却開始日...取得年度の翌年度から償却を開始している

県債の発行残高、県債利子の支払額

県債の発行額・償還額および県債利子の支払額の算定は、港湾課作成の港

別、年度別の算定表にもとづいて行った。

退職給与引当金

平成10年度末に特別会計に経理されている職員を対象として、平成10年度

末、平成9年度末および平成8年度末の退職手当の金額を算定している。

未払金

明許繰越の事業費および事故繰越の事業費等の金額を計上した。

平成8年度から平成10年度までの特別会計の貸借対照表は【表3】のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

固定資産は、野積場他による構築物およびクレーン他の機械および装置等からなり、平成9年度を除き年々増加している。平成9年度は、港湾施設の整備事業が少なく、固定資産の増加よりも減価償却費が大きいため減少している。また、建設仮勘定は、秋田港飯島南地区ふ頭用地造成事業が進展しないことによる未完成の港湾施設が主たるものである。

固定資産の取得資金は、県債発行により賅っているため、固定資産の増加に応じて、県債残高も年々増加している。

構 築 物	3 332 443	3 189 417	4 201 906	流動負債	27 000	205 000	246 000
機 械 及 び 装 置	1 464 848	1 430 888	1 871 222	未 払 金	27 000	205 000	246 000
船 舶	374 213	328 085	281 957	(貸借差額)	3 224 723	3 669 171	3 014 881
車 輜 運 搬 費	55 546	53 518	46 858	剰 余 金	3 224 723	3 669 171	3 014 881
工 具 器 具 備 品	8 756	8 756	17 223				
建 設 仮 勘 定	1 348 000	1 555 000	1 728 000				
合 計	7 582 947	7 525 472	9 067 806	合 計	7 582 947	7 525 472	9 067 806

(4) 損益計算書

損益計算書は、人件費、委託料等に加え、支出を伴わない減価償却費および退職給与引当金繰入額、また、他の会計と共通的に従事している職員の人件費配分額を含めた費用総額を算定し、収入との対比により、収入に対してどのくらいの費用がかけられているかを明らかにすることができる。

損益計算書は、特別会計の歳入歳出決算書および附属書類にもとづき作成されているが、以下の算式により調整している。

損益計算書における収入 = 歳入 - 県債 - 一般会計繰入額  
 損益計算書における費用 = 歳出 - 港湾施設設備費のうち固定資産取得額

- 県債償還金 + 減価償却費 +  
 退職給与引当金繰入額 + 間接人件費配分額  
 平成8年度から平成10年度までの特別会計の損益計算書は【表4】のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

事業費用では、支出を伴わない減価償却費を考慮しなければ、使用料をもって賄うことができる。しかし、減価償却費は、過去に固定資産取得のために支出した総額の当期への配分額であり、当期の費用総額を算出するにあたり考慮することが適当である。そこで、減価償却費および退職給与引当金繰入額を加算して事業費用を算定すると、使用料では賄えず事業損失の状況が続いている。

事業損失が続いている現状では、県債利子の負担を考慮すると損益状況はさらに悪化する。

事業損失に県債利子を加えた当年度純損失が発生している状況が続いており、一般会計からの補填を受けることにより特別会計の事業が継続されることがわかる。

(5) 特別会計の財政状況の改善について

現在の特別会計の財政状況では、港湾施設の整備事業はその財源を県債に頼らざるを得ず、そのため県債残高は増加し将来の県民負担も増加している。また、使用料をもって県債利子も賄えない状況が続いており、特別会計事業の継続は一般会計からの補填に依存している。

事業目的が県全体の経済に関わり、事業実施の効果を全て定量的に示し得ないため、事業評価を行うことは困難であるが、少なくとも、県財政の適正化の見地からは、一般会計からの補填額を減少させる必要がある。このためにコスト削減に取組む必要がある。

今後も港湾施設の整備を続けるとしても、近隣港湾との競争もあり、直ちに施設使用料の増加による投資額の回収につながるものではないため、将来の県債償還負担を十分に視野に入れた港湾施設の整備を計画していく必要があると思われる。

【表4】港湾整備事業特別会計 損益計算書

(単位：千円)

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度
事業損益			
使用料及び手数料	349,143	354,494	376,722
営業収益合計	349,143	354,494	376,722
人件費支出	113,758	89,020	73,421
需要費	69,942	74,968	70,495
委託料	92,849	86,895	96,633
工事請負費	17,641	60,366	85,370
その他	16,056	11,762	12,189
小計	310,246	323,011	338,108
減価償却費	422,488	417,875	410,530
退職給与引当金繰入	5,628	6,018	4,357
間接人件費	73,032	72,861	71,489
事業費用合計	811,394	819,765	824,484
事業損失	462,251	465,271	447,762
事業外損益			

諸収入	71,768	43,168	16,852
営業外収益合計	71,768	43,168	16,852
県債利子	421,547	445,831	432,317
事業外費用合計	421,547	445,831	432,317
経常損失	812,030	867,934	863,227
特別損益			
補償補填及賠償金	494	0	0
特別損失合計	494	0	0
当年度純損失	812,524	867,934	863,227

2. 秋田港湾事務所の法規性の監査結果

(1) 港湾施設に係る使用許可申請書の受理から使用許可書の交付までの事務手続きについて、平成10年度の取引を抽出し関係証憑との突合を実施した。

(2) 港湾施設整備事業費について、平成10年度の取引を抽出し関係証憑との突合を実施した。

特に記載すべき事項はない。

3. リリーナ施設整備事業の監査結果

(1) リリーナ施設の整備事業の概要および決算の状況について

県では、海洋スポーツの普及・振興を図ること、地域活性化に寄与すること、港湾および河川・海岸の放置艇の集約を図ることを目的として、リリーナ施設の整備事業を推進している。県が設置するリリーナ施設は、秋田リリーナ(秋田港)、男鹿リリーナ(船川港)および本荘リリーナ(本荘港)であり、リリーナ施設の管理は、第3セクターに委託している。

第3セクターでは、委託事業として、県からの委託料(委託料方式)により、リリーナ施設および備品の維持管理、リリーナ施設に係る使用許可申請書の受理および使用許可書の交付、使用艇の保管および揚降、使用者に対しての必要な

指導助言および協力ならびにマリーナ施設内における秩序の維持、安全管理等を行う他、収益事業として、独立採算（利用料金方式）により、サビース工場・マリンシヨツアの経営、船舶用燃料給油事業等を展開している。

県は第3セクターとの委託契約にしがたい、特別会計において、マリーナ施設使用料およびマリーナ施設の管理運営に要する経費である委託料を計上している。一方第3セクターでは、委託事業について、売上高として委託料が計上され、売上原価、販売費及び一般管理費として委託業務に係る費用が計上されている。また、収益事業について、売上高として収益事業の収入額が計上され、売上原価、販売費及び一般管理費として収益業務に係る費用が計上されている。平成8年度から平成10年度までの株式会社マリーナ秋田業務別損益計算書お

および秋田県マリーナ事業歳入歳出内訳表の状況は【表5】のとおりであり、その概要は以下の通りである。

第3セクターの当期利益は黒字であるのに対して、特別会計の収支は人件費の負担が多いこと等により支出超過であり、収益事業の黒字と委託事業の赤字という状況が続いており、委託事業の赤字額は一般会計繰入金により補填されている。なお、赤字額は対前年比減少傾向にあるものの、県債利子の負担を考慮しておらず、これを加えると委託事業の赤字額はさらに増加する。

以下、マリーナ整備事業の委託事業の赤字額はさらに増加させる方策として、マリーナ施設使用料および第3セクターに対する委託料の妥当性について検討する。

【表5】株式会社マリーナ秋田 業務別損益計算書

(単位：千円)

	平成8年度			平成9年度			平成10年度		
	委託事業	収益事業	合計	委託事業	収益事業	合計	委託事業	収益事業	合計
売上原価	66,421	33,298	99,719	67,482	33,719	101,201	73,190	36,765	109,955
売上総利益	66,421	19,676	80,043	67,482	18,886	82,315	73,190	17,710	92,245
役員報酬 給与 社託 嘱 そ	9,962 23,395 9,386 53	1,344 773	9,962 23,395 10,730 826	10,060 26,081 11,038 53	378 1,156	10,060 26,081 11,416 1,209	10,289 27,675 15,470 57	86 539	10,289 27,675 15,556 596
人件費 小計	42,796	2,117	44,913	47,232	1,534	48,766	53,491	625	54,116
修繕 消耗 工 警 照 り そ	2,936 3,036 1,440 5,243 2,328 3,719	656	2,936 3,695 1,440 6,261 3,652 5,247	3,598 2,012 1,440 5,124 2,204 3,651	1,140	3,598 3,152 1,440 6,128 3,710 5,450	3,866 300 1,440 5,500 2,050 4,087	2,573 1,807 955 1,589 1,394	6,439 2,107 1,440 6,455 3,639 5,481

維持管理費小計	18 702	4 529	23 231	18 029	5 449	23 478	17 243	8 318	25 561
旅費	922		922	739	249	988	860	213	1 073
広告	2 610	35	2 645	387	423	810	550	212	762
その他	1 391	440	1 831	1 095	1 853	2 948	1 046	1 650	2 696
利用促進費小計	4 923	475	5 398	2 221	2 525	4 746	2 456	2 075	4 531
再計	66 421	7 121	73 542	67 482	9 508	76 990	73 190	11 018	84 208
交際費		516	516		423	423		517	517
租税		1 514	1 514		487	487		1 356	1 356
減価償却		1 892	1 892		1 946	1 946		2 510	2 510
その他		204	204		345	345		194	194
小計		4 126	4 126		3 201	3 201		4 577	4 577
販売費及び一般管理費合計	66 421	11 247	77 668	67 482	12 709	80 191	73 190	15 595	88 785
営業利益		2 375	2 375		2 124	2 124		3 460	3 460

秋田県マリーナ事業歳入歳出内訳表

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
秋田県マリーナ施設使用料	27 353	38 096	47 145
マリーナ整備事業費委託費	66 421	67 482	73 190
秋田県歳入歳出差額	39 068	29 386	26 045

(2) マリーナ施設使用料の現状と今後の改善点

マリーナ施設使用料の類似団体比較

近隣のマリーナ施設のマリーナ施設使用料と比較した結果は以下のとおりであり、県のマリーナ施設使用料は近隣のマリーナ施設の使用料に比べて低

額であるといえる。

比較した団体は、室蘭港エンルムマリーナ(北海道) 小樽港マリーナ(北海道) および颯ヶ関マリーナ(山形県)である。なお、下記の表は年間の各マリーナの料金表の比較であり、地域的格差および設備仕様等諸条件の相違は捨象している。また、秋田マリーナ、颯ヶ関マリーナには県内居住者に対する減免措置があり、ここでは県内居住者用の料金を記載している。

(単位：円)

艇置場の区分	マリーナ秋田	室蘭港エンルムマリーナ	小樽港マリーナ	颯ヶ関マリーナ
陸上艇置場				
7.5メートル以下	92 933	247 200	316 800	158 640
8メートル以下	105 800	281 190	343 200	158 640

海上艇置場				
8.5メートル以下	180 200	333 720	386 100	-
10メートル以下	259 333	424 875	471 900	-

#### 現状のワリーナ施設使用料の設定について

ワリーナ施設使用料設定については、平成5年度に開催した「秋田県ワリーナ研究会」および「第三セクターのあり方に関する検討会」における協議・審議を踏まえ検討した結果、ワリーナ施設使用料が決定されている。その後も改定がなされているが、基本的なワリーナ施設使用料決定の根拠および考え方は継続している。

使用料の設定については、平成6年12月に作成している「ワリーナ施設使用料の設定について」にその算定方法が示されている。

施設道路・駐車場等公共性の高い施設を除いた整備費および管理費を対象として算出した原価を計画隻数により除して、県内所有者が所有する専用使用の艇の1隻について1年当たりの原価を算定し、これを基礎に基準となる艇の長さ1メートル当たりの年間使用料を決定している。なお、1隻当たりの年間使用料の決定にあたっては、艇の長さの刻みを50cm単位とし、長さによる累進性を採用している。このような算定方法には、以下のとおり問題点が見受けられる。

- ・施設整備費および管理費を計画隻数により除して1隻当たりの原価を算出しているが、計画隻数には計画当初の1201隻が使われており、平成10年度末現在の実際隻数351隻と比べてかなり多い。施設収用能力隻数を基礎にする等、一隻あたりの原価を算定するにあたって適正な算定方法を検討すべきである。
- ・クラフハウ又事業費については、委託事業と収益事業業務が折半して負担するものとして、その50%が原価に含まれていない。現在、委託事業は収益事業に比べて事業規模がかなり大きい。そのため、クラフハウ又事業費の大部分を原価に算入すべきである。
- ・管理運営に要する費用（管理運営委託料）については、県有財産として管理上必要な経費を控除した残額をもって原価としており、40%程度が原価に算入されているにすぎない。これは、原価の計算では公共性の高い施設の施設管理費は除外されることを理由としているが、ワリーナ施設が高度

の公共性を有しているとはいえないので、管理委託料の原価算入割合について検討すべきである。

#### 使用料単価の適正化について

上記のとおり、本県の使用料単価は、他の自治体の使用料に比較して低額であり、また、その算定方法は秋田ワリーナおよび男鹿ワリーナの供用開始前に設定されたものであり、現状と大きく乖離していることから、原価計算は実態をもとに行い、使用料算定方法の見直しを行うことが必要である。

#### (3) 第3セクターに支払う県の委託料に関する問題点と今後の改善点

##### ワリーナ委託料の現状について

ワリーナ委託料の予算の算定に際し、人件費、維持管理費、利用促進費の各項目について個別に精算しており、県が支払う委託料は当初予算額をもって精算されている。精算にあたって、実際の費用発生額にもとづいて行われるよう留意する必要がある。

また、第3セクターの決算では、委託事業費と収益事業費が区分され経理されているが、委託業務および収益業務に共通して発生する経費の区分が曖昧である。

##### ワリーナ委託料の適正化について

第3セクターの決算にあたり、委託事業費と収益事業費を明確に区分する必要がある。このためには、委託業務および収益業務に共通して発生する経費を、各業務に適正な負担を行うように業務量等の合理的な基準により按分計算を行うことが必要である。

県は、ワリーナ施設の管理を第3セクターに委託しているが、ワリーナ事業を委託事業と収益事業に分け、委託料方式と利用料金方式を併用している。この併用方式は、第3セクターにとって安定した経営ができ、また、県にとっては委託事業収支が黒字の場合には使用料収入を起債償還財源に充てることができるという利点がある。しかし、第3セクターが委託事業と収益事業の両方の実施主体であることから、両事業の費用負担に曖昧な点がある場合、第3セクターに原価削減の意欲が生じにくく、県への依存体質を解消しにくいという欠点がある。したがって、委託料方式と利用料金方式を併用にあたっては、第3セクターの委託事業費と収益事業費を明確に区分し、委託料の精算にあたり実際の費用発生額にもとづいて行われることが不可欠となる。

第3 利害関係  
監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

秋田県公営企業における土地造成・資金運用事業の運営状況について

包括外部監査の結果報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

秋田県公営企業における土地造成・資金運用事業の運営状況について

(2) 外部監査対象期間

平成8年度から平成10年度まで（ただし、必要に応じて平成6年度まで遡って対象としている）

3. 事件を選定した背景

近年、地方公共団体の公営企業、土地公社等で所有している土地について、多額の含み損が生じている、また、長期保有土地で処分の見込みがない等の問題点が指摘されている。これらについては、取得資金が長期間固定化され、さらには、取得資金を借入金等で賄っている場合には追加的に金利負担を生じるという問題がある。

県企業局所有の土地のなかに同様の問題が生じている場合には、将来の県財政の負担を増加させる懸念がある。

また、企業局の他の会計に対する貸付金に、回収が不能または困難なものがあるかどうか検討する。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

保有土地は、企業局で保有することが適切なものであるかどうか。

保有土地は、登記簿上所有権が完全に確保されているか。また、所在地・面積について土地明細表と登記簿謄本の記載が一致しているか。

保有土地の帳簿価額と時価を比較し、多額の含み損の発生している土地がないか。

資金運用収益並びに資金使途は適正か。

企業局内の他の会計に対する貸付金のうち、相手先の経営状況によって回

収が困難と思われるものはないか。

(2) 監査の手続

土地造成事業について、秋田県企業局土地造成・資金運用事業会計の決算書、土地台帳、固定資産明細表、その他の会計資料の吟味、会議録の閲覧、関係者への質問を行って保有土地についての問題点を抽出した。また、一部土地について、現地視察を行い、現況の把握を行った。さらに、保有土地について、時価の算定を行い、含み損益の状況を把握した。

資金運用事業会計については、上記決算書、その他の会計資料の吟味、会議録の閲覧、関係者への質問を行って、資金運用と運用収益の使途に関する問題点を抽出した。

5. 外部監査の実施期間

平成11年7月26日から平成12年2月3日まで

第2 監査の結果

・土地造成事業

1. 土地造成事業の概要と経営状況

(1) 概要

土地造成事業は、昭和35年「秋田港湾地区工業地帯整備事業」の一環として、知事部局において土地造成事業が開始され、翌年に旧雄物川の河川敷およびしゅんせつによって約35万平方メートルの用地が造成されたが、昭和37年企業局がこの造成地（向浜地区）の全面移管を受け、公営企業による土地造成事業が発足した。

(2) 土地造成事業の経営状況

土地造成・資金運用事業会計の財政状態

土地造成事業と資金運用事業の会計は、個々に独立した会計単位ではなく、「土地造成・資金運用事業会計」として設定されており、平成10年度末の要約貸借対照表は次頁のとおりである。

知事部局から向浜地区の土地を無償で譲り受けたこと、土地造成および販売が比較的傾調に推移したこと等の理由により、金融機関からの有利子借入金はなく、また、総資産の99.9%が借入資本金を含む資本であり、財政状態は健全である。

平成11年3月31日現在要約貸借対照表

(単位：千円)

科	目	金額	科	目	金額

有形固定資産 土地 備品 建設仮勘定 有形固定資産合計 無形固定資産合計 出資金 長期貸付金 投資合計 固定資産合計 流動資産 造成土地 土地造成勘定 現金預金 未収金 流動資産合計	316 681	退職給与引当金	20 589
	107	固定負債合計	20 589
	59 048	流動負債	
	375 836	未払金	982
	7	その他流動負債	109
	8 000	流動負債合計	1 091
	1 290 490	負債合計	21 680
	1 298 490	資本金	14 870 842
	1 674 333	自己資本 借入資本	4 903 000
		資本合計	19 773 842
	剰余金合計	3 599 385	
	資本合計	23 373 227	
資産合計	負債資本合計	23 394 907	

土地造成・資金運用事業会計における土地売買損益の状況  
(単位：千円)

項 目	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
土地売却代	940 447	1 047 289	2 690 588	1 878 443	544 976
土地売却原価	446 153	154 537	1 736 009	1 133 059	251 781
売上総利益	494 294	892 752	954 579	745 384	293 195

5期連続して土地売買収益を計上している。

保有土地の残高の推移

(単位：千円)

勘定名	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
土地	336 178	316 681	316 681	316 681	316 681
造成土地	2 090 134	1 962 344	1 747 105	1 116 773	1 092 553
土地造成勘定	7 768 274	9 505 319	8 989 392	8 544 705	8 396 729
合 計	10 194 586	11 784 344	11 053 178	9 978 159	9 805 963

県企業局保有の土地は、会計処理上以下の三勘定に区分され、「土地造成・資金運用事業会計勘定科目表」で次のとおり定められている。

- ・土地(有形固定資産)  
「土地造成勘定」から「造成土地」への振替えの際、固定資産として整理することが適当とされるものについて整理する。
  - ・土地造成(流動資産)  
「土地造成勘定」の完成部分について「土地造成勘定」から振替えられたものを地区別に整理する。
  - ・土地造成勘定(流動資産)  
造成中の諸経費を地区別に整理する勘定である。造成完成後は、「造成土地」、「土地」等の該当科目に振替える。
- 上記の各勘定科目の具体的な内容を記載すると下記のとおりである。
- ・土地  
公共減歩によって道路敷・側溝等として残っている土地、処分不能又は著しく困難な保安林、林地及び開発済みで公共用貸付地となっている土地
  - ・造成土地  
販売目的で保有する造成済みの工業用分譲地
  - ・土地造成勘定  
工業団地として未造成であるが、近い将来造成が見込まれる工業用分譲地および現在造成中の分譲地
- 観光施設事業会計への貸付金について  
平成10年度末における長期貸付金の内訳は次のとおりである。

項	目	貸付金額(千円)
観光施設事業会計	男鹿水族館	345 715
	男鹿桜島荘	893 775
工業用水道事業会計		51 000
合 計		1 290 490

観光施設事業会計への長期貸付金のうち、男鹿水族館に対する345 715千円については、水族館事業が廃止されることに伴い、回収に困難をきたすおそれがある。

また、男鹿桜島荘に対する貸付金893 775千円は、当該事業の現在の状況から判断すると回収に長期間を要するものと思われる。

2. 土地造成事業が保有する土地の管理状況

(1) 土地台帳と登記簿謄本との照合

平成10年度末に土地造成事業が保有するすべての土地について、土地台帳と登記簿謄本を照合した結果を地区別にまとめると次のとおりである。

(単位：㎡ 小数点以下4捨5入)

地 区	台帳上面積(A)	登記簿面積(B)	差異(A)-(B)
船 越	917 904	918 026	122
追 分 西	99 411	98 470	941
追 分 分	1 493	実在未確認	1 493
下 新 城	566 139	562 455	3 684
飯 島	42 592	42 591	1
北 港 背 後	54 675	43 961	10 714

寺 内 第 2	29 623	30 081	458
川 尻	6 494	6 494	0
茨 島	107	107	0
向 浜	970 087	822 022	148 065
秋 田 新 都 市	297 770	296 951	819
合 計	2 986 295	2 821 158	165 137

土地台帳と登記簿謄本の面積を照合した結果、向浜地区で大きな差異が発生している。これは、知事部局からの引継時点での差異が主な原因とみられる。なお、その他の地区の差異の主な原因として、記帳時における実測面積と登記簿面積の不徹底が考えられる。

実測を行っていないすべての土地について実測するには多額の費用がかかるので、売却時順次測量を実施し、台帳と登記簿との面積の差異の原因を明らかにする必要がある。

(2) 土地造成事業の事務手続の検証について

造成土地事業の事務手続は県財務規則に準拠して行われているが、売却については、さらに業務概要に、「7. 秋田県工業用地分譲方針」、「8. 土地貸付料算定基準要領」、「9. 造成土地売却価格決定協議会要綱」及び「10. 企業局土地売却審査会要綱」が定められており、これに基づき売却手続が実施されている。また、土地の取得については、不動産鑑定士の評価額を参考価格として入手し、売買契約締結、支出負担行為等の一連の手続を実施している。向浜、下新城および秋田新都市地区について稟議書、売買契約書等の地区別ファイルを調査した結果、特に指摘すべき事項はない。

3. 保有土地の現状

土地造成事業が保有する土地を保有形態別に分類すると、下記のとおりである。

- ・公共賃貸地として有償或いは無償貸付し、既に販売目的として保有していない土地

- ・開発に長期間を要する造成予定地、または現在造成中の土地
- ・開発は完了しているが、未だ売却されていない土地

・立地条件、不整形地、無道路地等の理由により開発が困難な土地。公共減歩により道路敷・側溝等になっており、処分不能又は著しく困難な土地  
上記の分類による保有土地の現状は次のとおりである。なお、面積は登記簿面積によっている。

(1) 公共用貸付地として貸付し、既に販売目的として保有していない土地

地区	所在地	面積 (㎡)	利用状況	勘定科目
川尻	秋田市川元山下町93・94	1 311 46	県職員駐車場用地	土地
向浜	秋田市新屋下川原町322 1他	140 716 00	福祉団地用地	"
寺内第2	秋田市八橋字下八橋191 18他	9 301 00	県警機動隊他用地	"
向浜	秋田市新屋町字妙奴寄7 7	44 558 00	交通安全協会用地	土地造成勘定

\* 今後も貸付を継続する予定である。

\* 向浜地区の交通安全協会用地は有償貸付、他の3地区は無償貸付である。

(2) 開発に長期間を要する造成予定地、または現在造成中の土地

地区	所在地	面積 (㎡)	摘要	勘定科目
下新城	秋田市下新城中野字街道端西233 - 112他	562 455 32	平成6年より順次得、平成12年より造成予定	土地造成勘定
秋田新都市	秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢5 - 1	112 383 00	粗造成済、同地区の御所野分譲の販売状況をみながら対応する	"
船越	男鹿市船越字一向207 - 46他、南秋田郡天王町天王字江川281	918 026 21	原野昭和42・43年取得現在未造成	"

(3) 開発は完了しているが、未だ売却されていない土地

地区	所在地	面積 (㎡)	摘要	勘定科目
寺内第2	秋田市寺内字蛭根85 - 11他	8 731 00	三角地、道路拡張予定地	造成土地

北港背後A	秋田市飯島字穀丁大谷地1 - 7他	19 772 42	工業用分譲地	造成土地
北港背後D	" 1 - 27他	5 411 29	"	"
飯島A	" 259他	28 458 05	"	"
飯島C	" 253 - 2他	12 810 62	"	"
秋田新都市	秋田市御所野湯本4 - 1 - 6他	184 568 21	"	土地造成勘定

(4) 立地条件、不整形地、無道路地等の理由により開発が困難な土地。公共減歩により道路敷・側溝等になっており、処分不能又は著しく困難な土地

地区	所在地	面積 (㎡)	摘要	勘定科目
向浜	秋田市新屋町字妙奴寄3 - 2他	280 245 00	保安林	土地
寺内第2	秋田市八橋字下八橋1 - 10他	8 116 00	松林、住民の陳情により開発一時中止	"
北港背後A	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢1 - 5	496 62	男鹿水族館職員公舎跡地	"
追分西	南秋田郡天王町天王字追分西26 - 74他	57 805 00	保安林	土地造成勘定
"	" 字 浜山2 - 6	32 413 00	原野	"
その他	秋田市新屋町字天押野153 - 4他、その他16箇所	393 580 06	保安林、不整形地、無道路地、公共減歩による道路敷・側溝他	土地・造成土地・土地造成勘定

(5) 公共用貸付地として貸与している土地は、土地造成事業の本来の趣旨にそぐわないものであるから関係部局へ所管替えすることが望ましい。それが当面難しい場合には、向浜地区の交通安全協会用地を「土地造成勘定」から「土地」へ振替えるべきである。

また、公共減歩による道路敷・側溝等、不整形地、無道路地、解除不能な保安林で売却不能・困難と認められる土地は帳簿価額をすべて備忘価額に修正の

うえ「土地」に振替える処理を行い、勘定の内容を整理する必要がある。  
 4. 土地の帳簿価額と時価の比較による平成10年度末の含み損益について  
 (1) 路線価の付されているものは平成11年相続税路線価を、路線価の付されていないものは予想取引価格を、また土地造成勘定のうち現在造成中或いは造成が完了したものについては、土地の取得価額に造成費等の諸費用を加算したものを時価とみなして帳簿価額と比較し、土地に含み損があるか否かを検討した。含み損益の勘定別の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	帳簿価額	時価評価額	含み益
土地	316 680	3 955 483	3 638 803
造成土地	1 092 552	1 981 972	889 420
土地造成勘定	8 396 729	8 679 746	283 017
合計	9 805 961	14 617 201	4 811 240

「土地」については、公共減歩された土地はほぼ備忘価額まで評価減されており、3 638 803 千円の含み益がある。

「造成土地」については、不整形地並びに公共減歩による道路敷に各1件含み損が発生しているが、路線価の上昇によって889 420 千円の含み益がある。

「土地造成勘定」については、予想処分価格が帳簿価額を上回るため、含み損は発生していない。

(2) 土地関連の三勘定に含み損は認められず、逆に、含み益は4 811 240 千円にのぼっている。しかし、「造成土地」には北港背後地区・飯島地区に造成済みではあるが未だ買手のつかない工業用分譲地があり、また、「土地造成勘定」のうち下新城地区・秋田新都市地区の工業用地の販売には長期間要すると見込まれ、さらに船越地区は、現在具体的な売却または利用計画はない。したがって、時価と帳簿価額との比較に置いて含み損はないが、景気回復の遅れ、県内不動産価格の低迷等のマイナ要因を考慮すると、上記の土地については今後の造成計画・販売計画の成否によっては損失を発生させるおそれがあるので、十分に留意する必要がある。

5. 一般会計からの資金借用契約について  
 土地造成事業は、秋田新都市産業用地造成事業計画に基づく土地取得資金に充

てるため、県一般会計より2 803 百万円の借入を行ってきたが無利子とされている。土地造成事業のための借入金には当該借入金のみであり、利子負担は生じない。  
 なお、当該借入金は毎決算期末に一旦一般会計へ返済されるため、貸借対照表には計上されていない。

・資金運用事業

1. 資金運用事業会計の設置の目的

資金運用事業会計は、企業局内に保有する資金を積極的かつ効率的に資金運用し、その運用益をもって不採算部門へ助成し企業局全体の経営の健全化を図ることを目的として昭和60年度に、土地造成事業会計に併設する形態で設置されたものである。

2. 資金運用事業における資金の運用と使途

平成6年度から平成10年度までの資金運用事業における資金運用、運用収益及び使途の実績は次のとおりである。

(単位：千円)

年 度	運用原資	(平均運用利率) 運用収益	観光施設事業への補助			電気事業会計への支払利息
			水族館への補助	桜島荘への補助	補助金合計	
平成6年度	55 億円	( 2.24 % ) 122 867	43 907	71 460	115 367	( 0.10 % ) 3 000
平成7年度	55 億円	( 2.34 % ) 129 084	88 991	38 600	127 591	( 0.10 % ) 3 000
平成8年度	70 億円	( 1.04 % ) 72 869	69 861	0	69 861	( 0.10 % ) 3 000
平成9年度	70 億円	( 0.54 % ) 38 092	35 092	0	35 092	( 0.10 % ) 3 000
平成10年度	70 億円	( 0.51 % ) 35 688	32 473	0	32 473	( 0.10 % ) 3 000
昭和60年度以降累計額	657 億円	2 130 461	909 924	765 216	1 675 140	263 595

昭和60年度設置以降の運用収益実績は、2 130 461 千円であり、その使途は、観光施設事業への補助金1 675 140 千円、電気事業会計への支払利息263 595 千円、合計1 938 735 千円であり、運用収益の範囲内で補助金及び支払利息が賄われている。なお、運用収益と使途との差額は剰余金として留保されている。

第3 利害関係  
 監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の290の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

秋田県健康増進交流センターの運営状況について

包括外部監査の結果報告書

第1 監査の概要

1. 監査の種類  
 地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査
2. 選定した特定の事件  
 (1) 外部監査対象

秋田県健康増進交流センター（通称ユフオー、以下センターという。）の運営状況について

(2) 外部監査対象期間

平成9年度から平成10年度まで（ただし、必要に応じて平成7年度まで遡って対象としている）

3. 事件を選定した背景

県における人口の高齢化は、全国平均を上回るテンポで進んでいる。こうした状況下、県民に対して積極的な健康づくりを推進するために、栄養・運動・休養をトータル的に実施できる中核的な施設として、センターが整備されている。

このような政策において、センターの設立意義は十分認められるものの、センター設立以降の収支状況を調査し、当初の収支計画と実際の収支状況を比較すると、実際の入館者数が当初の見込者数に対して大幅に不足していることを起因とする収入の伸び悩みから、収支の状況が当初見込みを大幅に下回っている。したがって、この状況で推移する場合には今後とも県の財政負担が継続することが懸念される。

4. 外部監査の方法

- (1) 監査の視点  
 センターの役割は明確かつ設立目的に合致しているか。  
 センターの収益及び費用の状況はどうか。  
 センターの資金収支の状況はどうか。  
 センターの固定資産の管理はどうか。  
 センターの固定資産は有効に利用されているか。
- (2) センターのコスト管理は十分なされているか。

センターに係る委託業務の外注管理は適切に行われているか。  
 センターの収支を改善するにはいかなる方策が考えられるか。

(2) 監査の手続

県および財団法人秋田県総合保健事業団（以下事業団という。）の会計資料・人事関係資料等の吟味および会議録の閲覧・関係者への質問を行って収益・費用及び資金収支の分析を実施した。また、センターを視察し、関係諸帳簿および証拠書類の閲覧、固定資産の管理状況の検討等を行った。

5. 外部監査の実施期間

平成11年9月8日～平成12年2月3日

第2 監査の結果

1. センターの設立目的

センターは、県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉浴と森林浴等の自然の恩恵を同時に取り込める地域に、クアハウスタイプの健康増進施設と健康の森等で構成される屋外施設を設置し、健康づくりのための運動や温泉利用等を安全かつ効果的に行い、栄養・運動・休養の調和のとれた健康的な生活スタイルの確立を図れるよう支援することを目的としている。

2. センター設備の状況

センターの総事業費は、次のとおりである。

- (1) 基本構想、基本設計、実施設計 112,311千円
- (2) 実施設計、工事費 3,186,895千円
- (3) 事務費、初度調弁費、広報推進 207,803千円

主な施設、設備の明細

（単位：千円）

分類	構造	内容	取得価額
建物		鉄筋コンクリート2階建・メイン棟	701,812
		鉄筋コンクリート2階建地下1階・アクア棟	1,378,315
		鉄筋コンクリート2階建・宿泊一般棟	256,159
		木造、平屋建・宿泊自炊棟	122,514
		鉄骨コンクリート平屋建・焼却炉棟	7,284

	木造、平屋建・生ごみ庫棟	2 523
小 計		2 468 607
立 木 竹		7 713
小 計		7 713
建物附属設備	水源井、送水ポンプ、配水給水管等場	98 118
	送湯ポンプ室、送湯管	55 352
	浄化槽、排水調整層	113 782
	駐車場	176 837
	構内道路	91 828
	消化装置（建物に含められている）	0
	昇降機（建物に含められている）	0
小 計	諸作業装置（建物に含められている）	0
		535 917
車両運搬具	小型乗用自動車（営業車）	1 680
	大型乗用自動車（利用客送迎車）	5 880
	大型乗用自動車（利用客送迎車）	12 652
小 計		20 212

器 具 備 品	フロント会計機システム	13 800
	70型・一体型液晶プロジェクター	3 950
	ビデオ自動送出装置	3 150
	人体機能測定装置	13 240
	除雪車	7 700
小 計		41 840
合 計		3 074 289

3. 設備資金について  
健康増進事業におけるセンター設備は、地域総合整備事業費2,529,000千円の発行によって資金調達されている。地域総合整備事業費の発行および年度別の元金・利子の償還予定は次のとおりである。また、県償還額の約55%が地方交付税として交付される。

(単位：千円)

年 度	発 行 額	元金償還額	利子支払額	合 計	残 高	交付税収入
平成7年度	54 000	0	1 699	1 699	54 000	755
平成8年度	1 767 000	0	8 091	8 091	1 821 000	4 001
平成9年度	708 000	0	48 789	48 789	2 529 000	21 352
平成10年度	0	3 240	63 419	66 659	2 525 760	37 156
平成11年度	0	18 709	63 350	82 059	2 507 051	52 197
平成12年度	0	114 104	62 083	176 187	2 392 947	96 902

平成13年度	0	156 588	58 764	215 352	2 236 359	118 443
平成14年度	0	156 588	54 808	211 396	2 079 771	116 267
平成15年度	0	156 588	50 852	207 440	1 923 183	114 091
平成16年度	0	187 908	46 895	234 803	1 735 275	129 141
平成17年度	0	262 388	41 810	304 198	1 472 887	167 308
平成18年度	0	1 019 791	34 464	1 054 255	453 096	579 840
平成19年度	0	453 096	8 850	461 946	0	254 069
合 計	2 529 000	2 529 000	543 874	3 072 874		1 691 522

なお、県が地方債を起債する場合には、自治大臣の許可が必要とされているが、センターの建設にあたっては、提出した事業計画書に基づき、地域福祉推進特別対策事業のうち、高齢者保健福祉の向上を図るための公共施設の整備事業を行うという事業目的に対して、地域総合整備事業債の発行が認められている。ここに、地域総合整備事業債は、主として料金収入等により運営することが適当であると認められる施設の整備事業は対象外であり、公の施設としての条例設置が可能なものを対象としている。

交付税収入は、平成11年度までは実績額を、平成12年以降は元本及び利子支払額に55%を乗じて計算している。

4. 事業運営のシステムおよびセンターの委託管理状況

県は、平成9年3月28日県条例第15号（以下条例という。）第7条の規定に基づき、センター施設のうちレストラン、売店および宿泊施設以外の施設の管理・運営業務を事業団に委託している。

また、レストラン・売店および宿泊施設の管理運営については、条例第7条の規定に基づき河辺町地域振興株式会社（以下第3セクターという。）に委託している。なお、センターの施設整備に要した建物敷地、駐車場等の土地は、河辺町から県へ無償で貸し付けられている。

上記のとおり、センターの管理の委託先は、レストラン、売店および宿泊施設

とそれ以外の施設に分けて、2団体に管理委託する分割管理委託方式を採用している。それぞれの委託先および管理状況は次のとおりである。

区 分	健康増進部門	サービスマ部門
対 象 施 設	バーデゾーン、トレーニングルームなど、レストラン・売店および宿泊施設以外の施設	レストラン・売店施設
委 託 先	事 業 団	第3セクター
料金徴収方式	委託料方式	利用料金方式

5. センターの当初収支見込みと実績  
(1) 設立時における5年間の当初収支見込

(単位：千円)

項 目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
利用者見込（人数）（111 600）（162 000）（167 000）（177 000）（187 000）					
収入の部					
入 館 料 収 入	100 220	146 999	150 120	161 697	173 302
バーデゾーン利用	82 976	125 078	126 699	138 276	149 881
一 般 浴 利 用	17 244	21 921	23 421	23 421	23 421
入館料以外の収入	12 977	23 949	24 383	25 929	27 278
収 入 合 計	113 197	170 948	174 503	187 626	200 580
支出の部					
施設管理に係る経費	34 795	56 105	56 666	57 233	57 806

施設運営に係る経費	142 180	162 755	164 264	167 029	168 143
その他	21 474	28 034	28 676	30 729	32 371
支出合計	198 449	246 894	249 606	254 991	258 320
収支差額	85 252	75 946	75 103	67365	57 740

(注1) この表は、平成5年3月作成した「サントピア基本構想計画報告書」等を参考にして県福祉保健部保健衛生課が平成8年12月作成した資料による。

(注2) 支出の部の各項目に含まれる主な費用は次のとおりである。

施設管理に係る経費 建物管理委託費、清掃業務委託費、環境管理費、除雪委託費他  
 施設運営に係る経費 職員人件費、光熱水費、新聞広告費他  
 その他 入湯税、消費税および地方消費税

(注3) 収入・支出とも第3セクター分は除いている。

(2) 平成9年度および平成10年度の当初見込と実績の比較

上記の収支見込に対応する平成9年度および平成10年度の収支実績は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成9年度		平成10年度	
	当初見込	実績	当初見込	実績
利用者数(人数)	111 600	77651	162 000	85 455
収入の部				
入館料収入	100 220	52 059	146 999	37 604
パーテーション利用	82 976	26 059	125 078	18 270
一般浴利用	17 244	26 000	21 921	19 334

入館料以外の収入	12 977	3 850	23 949	15 561
収入合計	113 197	55 909	170 948	53 165
支出の部				
施設管理に係る経費	34 795	33 633	56 105	61 162
施設運営に係る経費	142 180	92 887	162 755	95 848
その他	21 474	13 164	28 034	14 728
支出合計	198 449	139 684	246 894	171 738
収支差額	85 252	83 775	75 946	118 573

平成9年度は、当初見込が支出超過額85 252千円に対し、実績の支出超過額は83 775千円で、収支差額はほぼ当初見込の範囲内であったが、平成10年度は当初見込支出超過額75 946千円に対し、実績の支出超過額は118 573千円で、支出超過額が大幅に増加している。

なお、県の歳入として処理されている第3セクターからの運営費負担額は、「施設運営に係る経費」から控除している。

#### 6. センターの経営成績の推移

##### (1) センターの損益の状況

センターの平成9年度および平成10年度における損益の状況は、【表1】センター損益計算書のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

秋田県健康増進交流センター管理委託契約に基づき、営業収入は県の歳入として処理され、また営業支出は第3セクターの経費負担も含めて全額委託料としてセンターに支払われている。

営業日数増加に伴い委託費が増加しているが、営業収入は増加しておらず、その結果損失の拡大を招いている。

固定資産の減価償却について

後記の損益計算書には、固定資産の減価償却費は含まれていない。これは、設備費についてはすべて県債によって賄われており、入館料により設備費を

補うことが想定されおらず、したがってセンサーの損益の状況を見る場合にも、減価償却費を考慮する必要がないと判断したためである。なお、参考までにセンサーの固定資産の減価償却費を平成9年度および平成10年度について計算すると次のとおりである。ここでは、センサーの取得価額20万円以上の固定資産について、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却費を計算した。各期の減価償却費は以下のとおりである。なお平成9年度については、各固定資産の取得時期を考慮して減価償却費を算定した。

(単位：千円)

科 目	取得価額	平成9年度 減価償却費	平成10年度 減価償却費
建 物	2,468,607	40,819	70,014
立 木 竹	7,713	405	694
建物附属設備	535,917	18,570	31,833
車両・運搬具	20,212	2,305	4,548
器具備品	79,887	8,880	14,495
合 計	3,112,336	70,979	121,584

【表1】センサー損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成9年度(A)	平成10年度(B)	増減(B)-(A)
	パ ー デ ザ ー ン	16,508	
一 般 浴	18,800	19,335	535
販売(回数券・定期券)	16,752	11,853	4,899
貸出(タオル等)	1,955	1,529	426

入		業		営		支	
施設(会議室等)	1,894	2,178	284	賃 金	1,043	1,339	296
計	55,909	53,165	2,744	報 償 金	120	160	40
報 酬	4,500	4,361	139	旅 費	1,787	750	1,037
給 料	23,764	26,349	2,585	消 耗 品 費	4,990	4,343	647
職 員 手 当	16,799	20,444	3,645	燃 料 費	254	281	27
共 済 費	5,214	5,659	446	光 熱 水 費	32,901	36,865	3,964
				印 刷 製 本 費	4,501	1,540	2,961
				修 繕 費	753	3,546	2,793
				食 糧 費	22	63	41
				図 書 購 入 費	250	39	211
				役 務 費	5,876	4,792	1,084

委託料	31,780	56,725	24,945
使用料及び賃借料	3,174	3,969	795
負担金	889	2,284	1,395
公課費	13,403	14,906	1,503
河辺町負担金	12,336	16,677	4,341
計	139,684	171,738	32,054
営業損益	83,775	118,573	34,798

(2) センター全体の損益の状況

県、事業団および第3セクターを総合したセンターの損益の状況をあらわしたものが【表2】センター連結損益計算書である。連結損益計算書は、事業団および第3セクターのそれぞれの経営成績を改善するための方策を検討するにあたって、センター全体の経営の現状を把握するために作成したものである。

【表2】に示したとおり、第3セクターにおいても損失が発生しているため、連結損益計算書の当期損失がセンターの個別損益計算書の当期損失を大幅に上回る結果となっている。

【表2】センター連結損益計算書

(単位：千円)

科目	平成9年度(A)	平成10年度(B)	増減(B-A)
サービス部門売上	137,438	130,763	6,675
施設利用料収入	55,909	53,165	2,744
営業収入合計	193,347	183,928	9,419
売上原価	59,175	49,994	9,181

人件費	106,930	131,144	24,214
その他販管費一般管理費	124,456	147,351	22,895
営業支出合計	290,561	328,489	37,928
営業損益	97,214	144,561	47,347
営業外収益	20,553	145	20,408
営業外費用	163	0	163
当期損益	76,824	144,416	67,592

(3) センター全体の資金収支の状況

県、事業団および第3セクターを加えたセンター全体の県債償還等を含めた資金収支の状況は【表3】連結キャッシュ・フロー計算書のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

平成9年度の県債発行による収入2,529,000千円のうち1,821,000千円は平成7年度および平成8年度に借入れられたものである。

平成10年度についてみると、営業活動によって137,047千円の支出超過を生じ、さらに県債元利金と交付税との差額29,503千円を負担し、県を含めたセンター全体で166,550千円支出超過となった。

現金および現金同等物の減少については、財務活動による支出超過および事業団の営業活動による支出超過額を県が、第3セクターの営業活動による支出超過額を第3セクターがそれぞれ負担している。

【表3】連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成9年度	平成10年度
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,914	130,693
サービス部門収入	136,914	130,693

施設利用料収入	55 909	53 165
仕入支出	58 341	51 482
人件費支出	106 930	131 144
その他の営業支出	87 237	138 279
小計	59 685	137 047
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3 130 253	0
開業費の取得による支出	22 360	0
小計	3 152 613	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	8 000	0
県債発行による収入	2 529 000	0
県債償還による支出	0	3 240
県債利子の支払い	48 789	63 419
県債償還に対する交付税算入額	21 352	37 156
小計	2 509 563	29 503
現金および現金同等物の増減額	702 735	166 550

7. センターの利用者分析  
(1) センター利用者数および損益分岐点利用者数。

利用区分	利用者区分	平成9年度		平成10年度	
		営業日数	247日	344日	
全館利用者	一般	22 051人	35 024人		
	子供	6 509	6 702		
	小計	28 560	41 726		
	1日平均	116	121		
	利用率	36.8%	48.9%		
入浴・休憩者	一般	45 656人	40 536人		
	子供	3 436	3 183		
	小計	49 091	43 729		
	1日平均	199	127		
	利用率	63.2%	51.1%		
合計	77 651人	85 455人			
1日平均	314人	248人			

\* 営業開始は平成9年7月25日である。

\* 平成10年度はセンターへの進入路が地滑りにより通行止めとなったため、15日間休業している。

平成9年度および平成10年度の利用者数の当初利用見込者数に対する達成割合は次のとおりである。

区 分	平成9年度	平成10年度
当初利用見込者数	111 600人	162 000人
実 際 利 用 者 数	77 651	85 455
達 成 割 合	69.6%	52.8%

平成10年度の損益計算書に基づき、損益分岐点利用者数を算定すると次のとおりである。なお、当センターにおいて費用を変動費と固定費とに明確に分類するのは困難であり、水道光熱費の一部以外についてはその殆どが固定的に発生する費用であると推定される。このため、平成10年度の費用は全て固定費であると仮定して損益分岐点計算を行った。

固定資産の減価償却費は、当初から設備資金については県債により賄うことが想定されており、また、県債償還額および利子支払額は利用料収入から充当することが想定されていないため、減価償却費および支払利子は損益分岐点分析において考慮していない。

平成10年度一人あたり平均利用料

利用料収入合計 (A)	53,165千円
延べ利用者数 (B)	85,455人
1人あたり平均利用料 (A/B)	622円

平成10年度損益分岐点計算

費用合計 (A)	171,738千円
1人あたり平均利用料 (B)	622円
損益分岐点利用者数 (A/B)	276,106人

平成10年度の延べ利用人数は85,455人であるので、損益分岐点の約31.0%の利用状況となっている。

この計算においては、費用をすべて固定費として取扱っているため、厳密な意味での正確性はないが、おおむね適正な損益分岐点利用者数は示されている。したがって、現状の利用者数を考慮すると、損益分岐点の利用者を達成することは極めて困難であり、このためセンターの事業費用(減価償却費および県債利子を除く)を利用料収入で賄うことは現実的に不可能であり、今後も継続的に赤字が発生するものと思われる。したがって、県は赤字に対する資金負担を継続せざるを得ない状況となっている。

(2) 定期券及び回数券利用の実態

年間の利用者個人、団体、定期券利用によるものおよび回数券利用によるものに分類すると下記のとおりである。

(単位：人)

区 分	パーティゾーン			一 般 浴		合 計	
	平成9年度	平成10年度	平成9年度	平成10年度	平成9年度	平成10年度	
個 人	14,886	14,657	33,341	33,985	48,227	48,642	
団 体	931	1,138	0	0	931	1,138	
定 期 券	8,401	23,117	0	0	8,401	23,117	
回 数 券	4,342	2,814	15,750	9,744	20,092	12,558	
計	28,560	41,726	49,091	43,729	77,651	85,455	

平成10年度は、平成9年度に比べ利用者が7,804名(10.1%)増加したものの収入が4.9%減少したのは、定期券利用者の増加によるものと考えられる。

定期券利用者の全利用者に占める割合は、平成9年度が10.8%、平成10年度が27.1%である。また、全館利用者の入館料は1人あたり1,200円であるが、平均利用料収入が1人あたり622円となっているのも定期券利用者の増加に起

因していると考えられる。  
定期券の発行は、県民の健康増進を図るため、利用者を積極的に増加させるという目的を達成するためにとられた施策である。しかし、定期券の発行は、利用者が増加しても利用料収入の増加に直接結びつかないという経営上のウイークポイントとなっている。

8. 固定資産管理

(1) 固定資産の現物管理

県所有のセンター保有の固定資産については、重要物品、重要物品以外に分けてそれぞれ台帳を作成し管理されている。取得価額20万円以上の物品について現物と照合したところ台帳とすべて合致している。

(2) 固定資産の有効利用について

送迎用バスの利用状況

県所有の送迎用バス2台については、事業団および第3セクターの管理となっている。平成9年度および平成10年度の送迎用バスの利用実績は次のとおりである。

区分	事業団(定員29名)		第3セクター(定員36名)	
	平成9年度 件数 人数	平成10年度 件数 人数	平成9年度 件数 人数	平成10年度 件数 人数
4月	- -	0 0	- -	11 229
5月	- -	6 127	- -	17 275
6月	- -	17 400	- -	32 844
7月	0 0	0 0	4 100	19 529
8月	6 156	7 136	14 311	18 432
9月	12 258	9 200	28 711	11 329
10月	8 174	8 181	41 991	16 363
11月	10 209	9 147	38 819	15 277

12月	10	196	8	197	24	482	23	438
1月	8	126	10	185	15	318	24	490
2月	10	307	7	137	20	391	11	218
3月	4	169	2	36	18	351	8	125
合計	68	1 595	83	1 746	202	4 474	205	4 549

\*平成10年7月の運行実績の低迷は、センターへの進入路が地滑りによって通行止めとなり休業せざるをえなかったためである。

また、送迎用バス利用者数の利用者数全体に占める割合は次のとおりである。

区分	平成9年度	平成10年度
事業団用バス利用者	1 595人	1 746人
第3セクター用バス利用者	4 474	4 549
合計	6 069	6 295
利用者合計	77 651	85 455
利用者比率	7.8%	7.4%

全般的に送迎用バスの利用度は低く、特に事業団用送迎バスは、平均4日に一回利用されているにすぎない。効率的な利用について検討する必要がある。

フロントデスク会計システム

この会計システムは、センター利用者のセンター内施設(宿泊施設、入浴施設、バーデゾーン等)すべてを入館から退館まで一元管理し、退館時に精算するために取得したものである。しかし、現在、日帰りの利用者について

は、入館時に氏名等の登録を行えず、退館時に退館の確認も不可能なことから、当該システムは有効利用されていない。

9. 経営状況の改善方法の検討

センターの入館者数の大幅な増加が見込まれず、かつ、定期券の利用割合の増加により入館者の増加が利用料収入に反映されない状況においては、コストの削減を中心とした運営改善について検討する必要がある。

コスト削減策を検討するにあたり、県および事業団に限定した方策には限界があると考えられるため、第3セクターを含めたセンター全体のコスト削減についても検討する必要がある。すなわち、センター全体のコスト削減し、その削減効果を県および事業団と第3セクターがそれぞれ享受することで、両者の経営改善を行うことを検討することが求められる。県および事業団は、第3セクターとも十分な協議のもと、以下の方法を含めた収入拡大策およびコスト削減策について積極的に検討する必要がある。

(1) センター業務の一本化

センターの業務を健康増進部門とサービス部門とに明確に分離し、同種の業務についても、宿泊者と宿泊者以外の利用者により対応を分けている。これらの業務を一本化することによりセンター全体のコスト削減が可能な部分があるものと考ええる。一本化可能な業務内容は次のとおりである。

フロント事務について

現在、フロント業務は、日帰り利用者については事業団職員が、宿泊者については、第3セクター職員がそれぞれ対応し、受付及び料金徴収を行っている。フロント窓口での混雑状況及び宿泊者のチェックアウト時間と宿泊者以外の入館受付時間のずれ等を考えると、フロント受付業務を一本化することが十分可能と考ええる。

フロント業務については、センター全体として職員の削減が可能かどうかについての検討が必要である。

送迎バス運転業務について

現在、主としてサービス部門の利用者については、第3セクター管理の送迎バスを同社職員の運転により運行しており、健康増進部門の利用者の送迎については、事業団管理の送迎バスを事業団の職員の運転により運行している。しかし、両者を利用目的により区別せず、利用者の居住地等により運行を計画することが送迎バスの効率的な運行を可能とし、かつ、利用者の利便性を高めることになると思われる。

送迎バスの利用状況が極めて低いことも十分考慮し、対策を検討する必要がある。

(2) 業務委託費について

民間ビルサービス会社に設備運転・各種保守業務を委託しており、平成10年度における業務委託費は34百万円にのぼっている。当該業務は専門性が高いため外部に委託せざるを得ないため、委託業務の種類毎に毎年競争入札を実施している。

また、第3セクターへの業務委託料は以下のとおりである。他社との比較により委託料の妥当性を検討する必要がある。

第3セクターへの業務委託料

(単位：千円)

業 務 内 容	平成9年度	平成10年度
除 雪 委 託 費	1 738	1 738
清 掃 コ ミ 処 理 業 務 委 託 費	8 218	9 998
夜 間 警 備 委 託 費	1 480	2 120
環 境 管 理 委 託 費	2 906	2 583
合 計	14 342	16 439

(3) 業務委託先の一本化

センター全体のコスト削減にあたり、現在行っている分割管理委託方式を解消し、委託先の一本化についても検討する必要があると思われる。委託方式の一本化の方法については、以下の方法が考えられる。

県がセンターの運営を一括事業団に委託し、サービス部門であるレストラン及び宿泊施設等の業務について第3セクターに再委託する方法  
 県がセンターの運営を一括第3セクターに委託し、健康増進部門であるトレーニングルーム及びバーデゾーンの業務について事業団に再委託する方法  
 県がセンターの運営を一括第3セクターに委託し、健康増進部門であるトレーニングルーム及びバーデゾーンの業務に係る職員については、事業団から第3セクターへ転籍あるいは出向等の措置を講ずる方法

第3 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

購読料金 一月三千五百円  
発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號

印刷所  
印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九號  
株式会社 松原印刷社  
電話 〇八(862)八七六六 F 〇八(863)〇〇五  
秋田市山王七丁目五番二十九號  
松原繁雄